令和８年度

飯塚市立菰田保育所

入所のしおり

（重要事項説明書）



＜問い合わせ＞

〒820-0070
菰田保育所　飯塚市堀池 15-9
☎0948-22-0865

こども未来部　保育課
☎0948-22-5500（内線 1046）

飯塚市立菰田保育所　入所のしおり（重要事項説明書）

1、事業者

事業者の名称	飯塚市
〃　　代表者氏名	飯塚市長　　武　井　政　一
〃　　所在地	福岡県飯塚市新立岩 5-5
電話番号（担当課）	0948-96-8214（こども未来部 保育課）
目的に定めた事業	第２種社会福祉事業　保育所の運営

2、事業の目的

児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行います。



3、運営方針

（1）保育理念

一人一人の子どもを温かく受容し、保護者からも信頼され、地域に愛される保育所を目指します。

（2）保育方針

飯塚市の保育所では「一人一人の子どもを大切にし、豊かな感性と創造力を培い、未来を拓くたくましい子どもを育てる」ことを目指して保育を行います。

（3）保育目標

☆基本的生活習慣と自立する力を育てる。

☆しなやかなからだに育てる。

☆いろいろな経験を通して、豊かな感性と仲間を大切にするこころを育てる。



☆自分の意思をはっきり伝える。相手の意見も聞く。

☆科学的なものの見方、考え方を身につける。

☆地域との関わりの中で、信頼と思いやる気持ちを育てる。

4、保育の内容

保育所の保育課程の内容は、保育所保育指針により行います。

5、施設の概要

名称	飯塚市立　菰田保育所						
所在地、電話	飯塚市堀池 15-9　☎0948-22-0865						
施設長氏名	所長　　東　雅子						
利用定員 （単位：人）		0歳	1・2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	2号認定			120			220
	3号認定	100					

開設年月日	平成 28 年 4 月 1 日
特別保育等の実施	障がい児保育、一時預かり事業、延長保育事業
嘱託医	内科：宮嶋靖士（宮嶋医院）　TEL：0948－22－1477 歯科：松本武（松本歯科）TEL：0948-22-5226

6、開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜～土曜
開所時間	保育標準時間 7：00～18：00　（保育短時間は 8：30～16：30）
休所日	日曜・祝祭日 年末年始：12月29日～1月3日

※行事等の都合により、開所日を変更する場合があります。

7、施設・設備の概要

敷地面積	2,109.19 ㎡
建物、床面積	鉄筋コンクリート造 2 階建　1,876.78 ㎡
施設内容、室数	乳児室 1、ほふく室 1、保育室 10、調理室 1、調乳室 1、沐浴室 1、医務室兼事務室 1、一時預かり室 1

8、職員の体制

（1）配置人員

職種	所長	副所長	主任	保育士	看護師	調理員	支援員	補助員	事務員	合計
人数	1	1	1	43	1	6	1	3	1	58

※年齢別児童の状況により、職員数が変動する場合があります。

（2）勤務体制

１日 11 時間で週６日開所のため、ローテーション勤務と時差出勤を行っており、各職員の勤務日及び勤務時間は様々です。

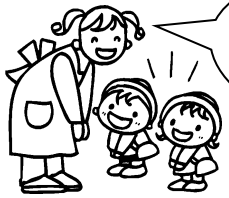
※時差出勤区分

１勤	２勤	３勤	４勤	５勤
7:00～15:30	8:00～16:30	8:30～17:00	9:00～17:30	9:30～18:00
7:30～16:00				

保育所の一日

※18 時～19 時まで延長保育を実施しています。（事前に利用申請をされた方のみ）

７：00　受入れ





自由あそび





９：３０　おやつ

〈３才未満児〉



１０：００

おかたづけ

〈３才以上児〉

クラス別保育

保育計画に基づいた保育

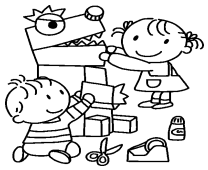






１８：００





みんなと遊びながら

お迎えを待ちます



１５：００～

おやつ





１３：００～　おひるね

１１：３０～　食事





9、保護者の負担

（1）保育料等

①保育料（3号認定）

飯塚市が定める保育料（世帯の市民税額により決定します。）

※広域入園児童は、支給認定を行う住所地の市町村が定める保育料を飯塚市にお支払いいただきます。

②副食費（2号認定）

月額 4,500 円をお支払いいただきます。

③家屋が災害によって著しい被害を受けた場合や、保護者の所得金額が長期入院などによって大幅に減少する場合などには、保育料が減免されることがありますので、保育課にご相談ください。

※　①②の支払い方法は、三通りあります（銀行引落し・納付書・スマホ決済）

（2）実費徴収（園に直接現金で支払いをお願いします）

①親子バス遠足の保護者バス代　1,500 円＋入園料(5歳児のみ)

②観劇費用（予定）③写真代(コドモンにて購入)　④給食試食会(予定)

⑤体操服・帽子（3・4・5歳児：個人で購入をお願いします）



（3）災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）

保育所でけがをした場合、医療費の一部を支給する制度です。もしものために全園児加入していただきます。（年額 210 円）

（4）延長保育（2号・3号認定児童）※就労による利用可能

①保育認定（2号及び3号）の方で、就労や修業の終了時刻の関係で 18 時の降園が困難な方。（登録の際は、勤務先の証明が必要となります。）

②時間　18 時～19 時

③利用料　30 分までは 200 円、30 分を超え 60 分までは 300 円（ともにおやつ代を含む日額）

④利用月の初日から末日までの合計額が利用料となります。事前申請による利用の場合、合計額が 2,500 円を超えたときは 2,500 円が利用料となります。利用申請書等が必要です。事前に保育所に相談をしてください。

１０、保育短時間認定とする保育要件

（１）以下の要件で保育を希望している大人の方が世帯にいる児童

① 求職活動中

② 既に保育を利用している児童の親が育児休業取得中

③ 月に１２０時間未満の就労

※就労に関しては、１２０時間未満でも状況により、標準時間認定ができる場合がありますので、ご希望の方は、お申し出ください。

（２）保育を行う時間

午前８時３０分　～　午後４時３０分まで

※上記時間以外の保育は、延長保育料が必要となります。

（３）保育短時間利用の延長保育(希望者のみ)

① 保育認定（２号及び３号）の方で、就労や修業の関係で保育を行う時間の登降園が困難な方。

② 時間　午前７時 30 分～午前８時 30 分　　午後４時 30 分～午後６時

③ 利用料　30 分につき 100 円

④ 利用時間は１日１時間 30 分まで

１１、給食について

（1）3～5 歳児（２号認定児童）

① 副食給食（おかずのみ）を 11 時 45 分頃に提供します。

・白ご飯をお弁当箱に入れてもたせてください。

・おはし箱におはしを入れて持たせてください。



② おやつを 15 時頃に提供します。

（2）0～2 歳児（３号認定児童）

① 主食と副食（完全給食）を 11 時 30 分頃に提供します。

② おやつを 10 時と 15 時頃に提供します。

（3）食物アレルギー

① 医師の指示書を提出していただき、個別に面談のうえで対応協議いたしますのでご相談ください。

（4）その他

① 毎月第３水曜日に誕生会を行います。３才以上児にも主食(ご飯)を提供しますので、おはしだけ持たせて下さい。

② 遠足の時は、お弁当(ご飯･おかず)を持たせて下さい。おやつは保育所で準備します。

③ 毎月、献立表をコドモンで配信しますので、家庭の食事と重複しないように活用してください。






１２、送迎について

① お子様の送迎は、保護者の方が責任をもって行ってください。

② お迎えが違う方の場合は、必ず事前に連絡して下さい。

③ 登所及びお迎えの時は、直接保育士に声をかけて下さい。
（事故や誘拐防止のため）

④ 保育所の出入口の門は、保護者が責任を持ち必ず閉めて下さい。
（門扉は 10 時～15 時の間、施錠します。それ以外の時間帯は、インターフォンを押して下さい）

１３、欠席、遅刻、早退の連絡等について

（1）欠席、遅刻の場合は、９時３０分までに連絡をお願いします。（アプリ「コドモン」利用をお勧めします。その日の利用時間は、15:00 までです。）

（2）病気の場合は、他の児童への感染等を考慮し、無理な登園はさせないでください。

（3）住所・勤務先・携帯番号などの変更が生じた時は、速やかに担任までお知らせください。

１４、緊急時の対応

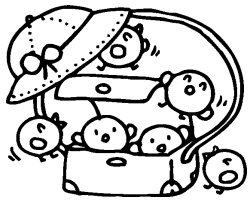
（1）保育中に体調の急変等があった場合、第一連絡は保護者の勤務先へ連絡します。

（2）保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先した対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

１５、非常災害時の対応

（1）火災、風水害、地震及び不審者を想定した避難訓練を
月１回実施します。

（2）消防設備等の点検を年に２回実施し、消防署へ報告を
行っています。



16、「暴風警報又は土砂災害警戒情報等」発表時の対応

飯塚市に「暴風警報又は土砂災害警戒情報等（土砂災害警戒情報又は記録的短時間大雨情報）」が発表された場合は、児童の安全のため添付のガイドラインに沿って対応させていただきます。

（例）飯塚市に警戒レベル 3 以上の避難情報が発令されている場合や台風の暴風域に入る事が見込まれる場合などは、児童の安全のため登園自粛や臨時休園といたします。

※尚、連絡に関しましては、協議のうえ「コドモン」にて保護者の皆様に連絡いたします。



17、午睡について

（1）13 時頃から午睡をしますので、午睡用布団(幼児用)を用意して下さい。

（2）布団は上･下ともカバーをかけ、名前を大きく書いて下さい。

※早寝、早起き、朝ごはん、基本的生活リズムをしっかり身につけましょう。

18、病気について

（1）お子さんの病歴や特殊な体質のお子さんについては、入園時（もしくは入園前面談時）や診断が出た時に、必ず担任保育士に、その内容を詳しく話して下さい。

（2）前日及び当日朝、体調不良等があった場合は必ず保育士に知らせて下さい。

（3）薬について

①園で薬を飲ませる場合は、**処方された薬・薬についての説明書・投薬依頼書**を一緒に、保育士に**必ず手渡し**てください。

薬は 1 回分にして、袋又は容器に名前と月・日を記入してください。

薬は、医者から処方されたものに限ります。

保護者の判断で持参した薬（市販薬等）は投薬・塗布いたしません。

②座薬や鎮痛剤など症状を判断して使用するものは原則として預かりません。

※お子さんの病歴等で処方の必要のある方は必ずご相談ください。

（4）お子さんの健康状態によっては、家庭で保育をお願いすることがあります。

※感染症が疑われる場合や、38 度以上の高熱または下痢など。また熱が無くてもいつもと様子が違う場合。

（５）下記の感染症の時は、医師の指示に従い早めに休ませ、他の園児に感染しないよう治療し、完治後登園させてください。

①出席停止期間の基準の決められている感染症

病　　名	出席停止の期間
インフルエンザ 新型コロナウイルス	発症した日（発熱等の症状が始まった日）は含まず、その翌日を１日目とし、発症後５日、かつ解熱後３日を経過するまで。
百日せき	特有のせきが消失するまで。または５日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで。
麻疹（はしか）	解熱した後３日を経過するまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで。
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消失した後２日を経過するまで。
風疹（三日はしか）	発疹が、消失するまで。

②その他の感染症（医師の指示に従う必要のあるもの）

〇手足口病　　〇りんご病　　〇マイコプラズマ肺炎

〇流行性嘔吐下痢症　　〇とびひ　　〇水いぼ　その他

③インフルエンザや水ぼうそうなど出席停止期間のある感染症が完治した場合、保育所にある完治証明を保護者が記入し、登所時に提出してください。

※体調の悪い時は、登所時にお知らせください。（連絡先を明確にしておいてください。）



１９、持物・服装について

（１）同じ物やよく似たものが、たくさんあります。持ってくる物には、すべて名前を書いて下さい。

（２）油性ペンで書いた物でも洗濯を繰り返すと薄くなりますので注意して書いてあげてください。

（３）保育所で必要な物以外は、持たせないで下さい（玩具・お金・朝食パン、おにぎり・お菓子など）。

（４）通園時の園児の服装、かばんは自由です。活動しやすい服装での登園をお願いします。

ただし、フード付きの洋服は遊具に引っかかるリスクや視界を遮る危険性があり、特に子どもにとって注意が必要ですので、ご遠慮ください。

（5）飾り付きのヘアゴムは壊れたり紛失したりすることがあります。華美にならず「カラーゴム」でお願いします。また、シリコンゴムは切れやすく誤飲の危険性があり、ヘアピンも危険な為ご遠慮ください。

（6）子どものヘアカラー、ピアス、マニキュアはしないでください。子どもの髪や皮膚、爪は非常にデリケートです。強い刺激を与え、ダメージを受ける可能性があります。

※子どもたちの安全、健康を守るためのお願いです。ご協力をお願いいたします。

２０、その他

（１）施設内は、すべて禁煙です。

（２）駐車場内は最徐行し、駐車マナーを守りましょう。

※駐車場内での保護者同士のトラブルは、一切責任は負いかねます。

（３）送迎で車を離れるときは、必ずエンジンを切り、貴重品を置かないようにしましょう。

（４）チャイルドシートを使用しましょう。

（５）園だよりや給食献立表、おしらせ等の配布物はコドモン配信をしますので、必ず読んでください。

（６）携帯電話は、マナーとして送迎の際使用しないようにしましょう。



２１、守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

（１）個人情報についての守秘義務について厳守いたします。

（２）個人情報の目的外利用を行うこと及び、第三者に個人情報を提供することは一切ありませんが、誕生表や園だより、クラスだよりなどに、お子さんの名前を掲示することがあります。名前の掲示を希望されない方は、申し出てください。

（３）行事等で撮影した写真や動画は SNS 等で流さないでください。

２２、虐待防止のための措置について

（１）虐待の防止、人権に関する啓発のために職員に対する研修を実施しています。

（２）保育、教育の提供中に、虐待を受けたと思われる園児を発見した場合には、

児童虐待の防止等に関する法律規定に従い、速やかに市町村、都道府県の設置する児童相談所等、適切な機関に通告します。

２３、要望・苦情等に関する相談窓口

お気づきのことや、改善して欲しいことなど、ご意見ご要望がありましたら電話で、または送迎時などにご遠慮なくお伝えください。

保育所	責任者：　所長　東　雅子
	受付担当者：副所長　辛島　瑞穂
飯塚市 保育課	主幹補：梅田　利枝　0948-22-5500 （市役所内線 1046）
第三者	委員：飯塚市こども審議会　専門委員
	委員：飯塚市こども審議会　専門委員

※保育所に備え付けの「ご意見箱」もご利用ください。

令和８年度　行事予定

月	行　　事
４月	１日(水)入所・進級式 ☆１８日（土）保育参観・保護者総会 ２２日（水）・２３日（木）内科検診（前期） 
５月	３・４・５歳児　交通安全教室（飯塚警察署）
６月	１日（月）・２日（火）歯科検診（前期） ☆１３日(土)うんどうかい（３・４・５歳児）
７月	２９日（水）・３０日（木）・３１日（金）なつまつり
８月	６日(木)平和保育 
９月	東町商店街作品展示（５歳）
１０月	☆親子バス遠足（５歳） 秋の遠足（３・４歳）※親子バス遠足と同日に実施 内科検診（後期）
１１月	まつり菰田（５歳）歯科検診（後期） 庄内生活体験学校行き(５歳児) ☆２８日(土)生活発表会（３・４・５歳児）
１２月	おたのしみ会 餅つき（５歳） 
１月	
２月	☆６日（土）　保育参観 ３日(水)豆まき 運筆指導（５歳）ひいなのまつり作品展示（４歳）
３月	お別れ会 ☆ 卒園式（５歳児） 

☆印は、保護者参加の行事です。

誕生会・身体測定・防災訓練・人権保育の日・食育の日は毎月あります。

誕生会は第３水曜日です。※都合により予定を変更することがあります。

尿検査（年２回）実施します。




持ってくるもの




持ってきてもらう物がたくさんありますが、ご協力お願いいたします。

※ 持ち物には必ず（はっきりと）名前を書いてください。

品名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
年度の初めの持ってくる物						
ビニール袋（100枚入り）	1	1	1	1	1	1
雑巾（記名はいりません）	2	2	2	2	2	2
箱ティシュ	3	3	3	3	3	3
布団	○	○	○	○	○	○
毎日持ってくる物						
レジ袋（毎日カバンの中へ）	1	1	1	1	1	1
服の着替え（上着）	1	1	1	1	1	1
服の着替え（ズボン）	1	1	1	1	1	1
オムツ（1枚ずつ記名を） サブスク利用の方は無し	10	5	3			
手拭きタオル（ループ付）			○	○	○	○
水筒	○	○	○	○	○	○
エプロン	1	1				
おしぼり	3	3				
毎日ではないが必要なもの						
帽子	○	○	○	カラー帽子	カラー帽子	カラー帽子
体操ズボン				○	○	○
絵本袋	○	○	○	○	○	○

※保育所に着替えを２組、袋に入れてお預かりします。（全学年）

臨時休園・登園自粛要請についてのガイドライン

（菰田保育所・楽市保育所）

台風接近や集中豪雨等における市内認可保育施設等の臨時休園・登園自粛要請について

① 臨時休園・登園自粛要請の判断の目安

次のいずれかに当てはまる場合又は、今後、当てはまる可能性が高いと判断した場合に、臨時休園・登園自粛要請を行います。

【浸水想定区域内の施設】

(1) 臨時休園

ア 気象庁から本市に特別警報（大雨・暴風）が発表されている。

イ 施設が所在する地区に本市から警戒レベル 4 以上の避難情報が発令されている。

ウ 近隣河川の水位が「避難判断水位」に達し、さらに上昇が見込まれる。

エ 開園時間中に、強さの階級が「猛烈な」以上の台風の暴風域に入ることが見込まれる。

オ 気象庁が大雨等に関する臨時記者会見を行うなど、災害発生の可能性が極めて高いと予想される。

(2) 登園自粛要請

ア 気象庁から本市に大雨警報及び洪水警報が発表されている。

イ 施設が所在する地区に本市から警戒レベル 3 以上の避難情報が発令されている。

ウ 開園時間中に、台風の暴風域に入ることが見込まれる。

エ その他災害発生の可能性が高く、施設や人的被害の発生が予想される。

② 登園状況による対応

	登園前	登園後
臨時休園	休園	休園 保護者に速やかにお迎えに来てもらう。 ※ただし、お迎え行くことが困難な場合（洪水発生等）は、安全な状況になってからお迎えに来てもらう。
	警戒レベル 4	警戒レベル 4
登園自粛要請	保護者にできる限り登園を見合わせてもらう。	保護者にできる限り早めにお迎えに来てもらう。
	警戒レベル 3	警戒レベル 3

施設の判断基準によっては警戒レベル 3 でも臨時休園となる場合がある。

③ 臨時休園・登園自粛要請を行う対応

施設は、臨時休園・登園自粛要請を行う場合は、システムやメール等で保護者に対し周知を図る。また、臨時休園等の際は、施設の入り口に臨時休園等する旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

④ 避難情報等発令解除に伴う対応

原則、開園とするが災害の発生状況によっては、休園とする場合もある。ただし、開園時間や給食の有無は、施設の判断とする。